

災害時における緊急車両等に係る電装品の整備 及び装備の追加等の支援協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と岡山県自動車電装品整備商工組合（以下「乙」という。）とは、岡山県内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、県民の生命、身体及び財産を保護するため甲が行う災害応急対策に対する乙の支援及び協力（以下「支援協力」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の内容）

第2条 乙の実施する災害時における支援協力の内容は、次のとおりとし、詳細は別に定めるものとする。

- (1) 緊急車両及び災害応急対策に使用する車両（以下「緊急車両等」という。）の電装品の整備
- (2) 緊急車両等の装備の追加等

（支援協力の要請）

第3条 甲は、災害時において、第2条各号に定める支援協力を必要とするときは、緊急車両等の応急整備等要請書（別記様式）により乙に要請するものとする。ただし、そのいとまがないときは、口頭により要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 甲における乙に対する支援協力の要請の担当部署は、岡山県災害対策本部又は甲の緊急車両等を管理する所属とする。

3 甲からの要請を受け付ける乙の担当部署は、事務局とする。

（安全の確保）

第4条 甲は、乙の支援協力を受けるに当たっては、災害現場の状況その他の必要な情報を乙に提供すること等により、支援協力に従事する者（以下「支援従事者」という。）の安全の確保に配慮するものとする。

（支援協力の実施）

第5条 乙は、甲から第3条第1項の規定による要請があったときは、災害が発生した地域等に鑑み、その近隣又は災害の被害が少ない地域の組合員に対し、乙が連絡を行うものとする。

（緊急車両等の電装品の整備）

第6条 乙から前条の連絡を受けた組合員は、甲が指定する場所において、不具合が発生した緊急車両等の電装品の整備を行うものとする。

（緊急車両等の装備の追加等）

第7条 組合員は、災害時において、甲から緊急車両等の装備の追加等の要請があったときは、これを行うものとする。ただし、行うことができない特段の事情がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定による緊急車両等の装備の追加等は、原則として組合員の工場において行うこととし、組合員が対応することができる場合に限り、甲の指定する場所でこれを行なうことができる。

3 追加等を行った装備については、買取のほか、必要な期間に限り賃貸借できるものとする。

（市町村による要請）

第8条 応急対応の必要性が高い場合など、市町村が乙に対して要請を直接行うことが適當と認められるときは、市町村は、乙に直接要請できるものとする。

（経費等の負担及び請求等）

第9条 甲の要請により組合員が実施した緊急車両等の電装品の整備に要した費用及び装備の追加等に要した費用（以下「費用等」という。）は、災害時の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

2 前項の費用等については、災害対策基本法第91条又は第92条の規定に基づき、相当額を甲又は市町村が負担する。

3 組合員は、前項の費用等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲又は市町村に請求するものとする。

（損害の補償）

第10条 甲は、支援従事者が、支援協力に従事した際に、その責めに帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（平成10年岡山県条例

第8号)に基づく支給の例によりその損害を補償する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、甲は、当該各号に定める額の範囲内において補償を行うことを要しない。

- (1) 支援従事者が、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等の関係法令等により療養その他の給付又は補償を受けることができる場合 当該給付又は補償の額
- (2) 乙、組合員又は支援従事者が締結した損害保険契約により、当該損害について保険給付を受けることができる場合 当該保険給付の額
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合 当該損害賠償の額
(協定に関する担当窓口等)

第11条 この協定に関する甲の担当窓口は危機管理課、乙の担当窓口は事務局とし、甲及び乙は、要請に関する担当部署、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

2 前項の担当窓口等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。
(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を生じ、甲又は乙が文書をもって相手方にこの協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。
(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年11月20日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山市南区青江六丁目6番13号

岡山県自動車電装品整備商工会組合

理事長 井上 寛

